

かほく市児童福祉施設整備補助金交付要綱

令和8年10月1日

かほく市長 油野 和一郎

(趣旨)

第1条 この告示は、令和9年度に実施する幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園（以下「認定こども園等」という。）の整備を行う事業者に対して交付するかほく市児童福祉施設整備補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しかほく市補助金交付規則（平成16年かほく市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、令和8年度に実施するかほく市特定教育・保育施設設置運営事業者公募要領（以下「公募要領」という。）に基づき整備する認定こども園等が近年の急激な物価高騰に伴う建設事業費の増嵩に対応するため、国の就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（令和8年こども家庭庁長官通知 こ成第273号）に基づく国庫補助基準額の増嵩分又は物価高騰分を勘案して、市長が認める費用とする。

2 補助金の額は、補助対象費用のうち、公募要領に基づき市が求める施設整備に係る額を100分の140で除したのち、40を乗じた額とする。ただし、当該施設整備における国の就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱に基づく国庫補助事業に基づく、市が支出する補助金の額と併せて3億円を上限とする。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、かほく市児童福祉施設整備補助金申請書（様式第1号）に、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第4条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付の可否を決定し、かほく市児童福祉施設整備補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(指導及び監督)

第5条 市長は、補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）が適正に実施されるために必要な調査を行い、事業の施行について指導及び監督をすることができる。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、事業が完了したときは、かほく市児童福祉施設整備補助金の事業実績報告書（様式第3号）に、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(額の確定等)

第7条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨をかほく市児童福祉施設整備補助金額確定通知書（様式第4号）により、当該補助事業者に通知する。

(補助金の支払い)

第8条 補助金の支払いは、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後にかほく市児童福祉施設整備補助金交付請求書（様式第5号）を当該補助事業者から提出されることにより行うものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、第4条による補助金の交付の決定を取り消し、その一部又は全部の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽の申請により不当な補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則第20条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 事業の完了した日の属する年度の終了後10年以内に認定こども園等を廃止したとき。

(補助金の経理)

第10条 補助事業者は、事業についての収支簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係書類とともに事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年10月1日から施行する。